

本件監査役らの責任に関する調査の概要

1. 調査委嘱事項

- ・本件監査役らは、当社に対し委任契約に基づく損害賠償責任を負うか。仮に損害賠償責任を負う場合、会社は、責任追及の訴えを提起する必要があるか。

2. 調査委嘱先

弁護士法人北浜法律事務所 渡辺 徹（わたなべ とおる） 弁護士

※併せて渡辺弁護士から京都大学大学院法学研究科の前田雅弘教授に調査を委嘱

3. 調査対象者

現旧監査役 7名（本件監査役ら）

常任監査役（現）八嶋康博氏、樋口幸茂氏（旧）田村康生氏

社外監査役（現）十市勉氏、大坪文雄氏（旧）土肥孝治氏、槇村久子氏

4. 調査期間

2020年3月30日～2020年6月12日

5. 調査結果の概要

調査委嘱先は、第三者委員会報告書をはじめ、関係資料を調査するとともに、本件監査役らに直接ヒアリングを実施する等の調査を実施した結果、以下のとおり認定した。

(1) 事実の経緯

- ・2018年10月、常任監査役はコンプライアンス担当の常務執行役員等から国税調査に端を発する本件金品受取り問題発覚後の一連の執行部の対応について報告を受けた。
- ・常任監査役は、本件金品受取り問題について、当社役員等が受領した金品はほとんどが既に返却済みであること、工事発注の見返りとの認識はなかったこと、発注プロセスは社内ルールに従い問題なかった等の理由により、「著しく不当な事実」に該当しないため、取締役会への報告義務はないと判断した。
- ・社外監査役も、取締役会へ報告するべきであるという意見を述べることはなかった。その結果、同年11月に開催された監査役会において、本件監査役ら全員の意見が一致したことを確認した。

(2) 善管注意義務違反について

本件金品受取り問題については、金品の額、受け取った者の人数等に照らし、取締役が「著しく不当な事実」があったと認められるところ、本件監査役らは取締役会への報告を怠ったため、善管注意義務違反がある。

(3) 本件監査役らが賠償すべき損害について

本件監査役らが賠償すべき損害は、報告義務違反と相当因果関係にある損害に限られる。損害の有無及び額は、監査役が取締役の違法行為を阻止できなかった場合ほど明確でないが、本件では、巨額に及ぶとは考えられない。本件監査役らの責任調査に要した費用は本件監査役らの報告懈怠により支出を余儀なくされた費用と言い得る一方、第三者委員会への委嘱費用や信用低下による損害は賠償すべき損害とは認められない。

(4) 本件監査役らに対する責任追及の訴えの提起の要否

- ・ 監査役に対し実際に訴えを提起するかについては取締役が広い「裁量」があり、会社の最善の利益にならないとの理由で訴えを提起しないこともできる。
- ・ 本件では、①勝訴の高度の蓋然性、②債権回収の確実性は認められる可能性が高いが、③訴訟追行により回収が期待される利益が諸費用等を上回るかについて、訴訟に要する費用や、訴訟が会社の信用に及ぼす影響等も考慮すると、期待利益が見込まれる費用等を上回らない可能性も十分にあり得る。
- ・ 現取締役が、合理的な情報に基づいて、期待利益が費用等を上回らないと判断して不提訴の決定をした場合、その判断内容が著しく不合理でない限り、提訴しないことが現取締役としての善管注意義務違反に該当することはない。

以 上